

令和3年6月3日

保護者 様

那覇市立教育研究所  
所長 宮里 寧  
(公印省略)

### 那覇市学習用タブレット端末の緊急時等における貸与について

平素より本市の教育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

G I G Aスクール構想の実現のため児童生徒1人1台の学習用タブレット端末と校内W i - F i環境を整備し、各学校において新たな取り組みが始まっています。

臨時休業時などの緊急時においても学習機会を確保することが求められていますので、学習用タブレット端末を用いて自宅でも学習できるよう一定の要件において貸与することといたしましたので通知いたします。

#### 記

##### 1 貸与について

- (1) 下記貸与要件のいずれかに該当した場合に貸与いたします。
- (2) 対象是那覇市立小中学校に在籍する全ての児童生徒です。

※学習用タブレット端末はアカウントにログインして使用するため、インターネット環境への接続が必須となります。下記貸与要件のうち(1)及び(2)の状況においては、W i - F i環境が家庭にない児童生徒につきましては、別紙「那覇市立学習用モバイルW i - F iルーターの貸与申請について」を参照いただき、申請を行ってください。

##### 2 貸与要件

- (1) 感染症の拡大による臨時休校または学年・学級閉鎖の措置等で出席停止となった場合
- (2) 児童生徒の同居家族及び接触者が感染症の発症または濃厚接触者認定等により、児童生徒本人が自宅待機となった場合
- (3) その他学校長が認めた児童生徒

##### 3 貸与期間

貸与期間は学校休業又は出席停止の期間が終了するまでとなります。

##### 4 その他

- (1) 貸与した機器に係る電気代等は自己負担となります。
- (2) 貸与した機器の紛失、破損等が発生した場合には、基本的に保護者負担となります。
- (3) 別紙「タブレット端末を家庭で利用する際のルール」に従い、適切な管理をお願いします。

問い合わせ先  
那覇市立教育研究所  
情報支援 G  
電話：917-3441

## タブレット端末を家庭で利用する際のルール

保護者 様

那覇市立教育研究所  
所長 宮里 寧  
(公印省略)

臨時休業等の緊急時にも学習機会を確保するため、自宅でも学習できるよう学習用タブレット端末等を貸与いたします。次のルールを各家庭でお守りいただきますようお願いいたします。

### 遵守事項

1. 貸与物品を他者に使用させ、又は転貸してはいけません。
2. 貸与物品を売却、廃棄又は故意に破損してはいけません。
3. 貸与物品を利用し、他者の対し、被害や悪影響を与えてはいけません。
4. 貸与物品のセキュリティに係る情報を他者に漏らしてはいけません。
5. 貸与物品を学習活動以外に使用しません。
6. 貸与期間満了したときは、速やかに貸与物品を返却します。
7. 貸与物品を適正に管理し、紛失及び盗難に注意します。
8. 故意又は重大な過失により貸与物品を紛失、盗難及び破損させた場合はその弁償及び修理に係る費用を負担します。
9. 学校が定める規程等に反する行為を行いません。